

医療機関の皆様へのお知らせ

令和7年8月19日

令和3年3月23日付文書で、沖縄県精神障害者特別措置医療費支払請求書の押印についてお知らせしましたが、今般、請求書の真正性の担保のため以下のとおりとすることとしたのでお知らせいたします。

- ①沖縄県精神障害者特別措置医療費支払請求書の押印について
毎月提出いただいている請求書の押印は、以下の印でお願いいたします。

(1)株式会社・有限会社・合同会社・法人の場合

【原則】会社を設立登記する際の登記印

(例)

「株式会社〇〇（代表）取締役」印

「有限会社〇〇（代表）取締役」印

「合同会社〇〇代表社員」印

「医療法人〇〇 理事長」印

【上記によりがたい場合】

別添「請求印報告」を記載のうえ、沖縄県地域保健課精神保健班あて提出してください。

※「代表取締役印」等を本社のみで管理しているため、原則通りの代表取締役印を押印するのに時間を要する等、上記によりがたい場合を想定しています。

(2)個人経営の場合

個人の私印

担当者様

いつもお世話になりありがとうございます。

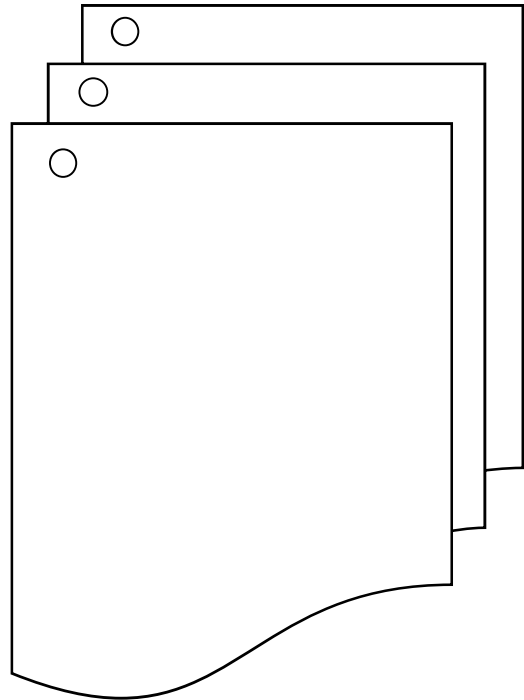
レセプトを提出の際は下記の通りの順番に並べて下さるようよろしくお願い申し上げます。

また、紛失等の事故を防ぐためにも、左端上に一カ所穴を開け、全て、紐で綴って

1冊にしてご提出ください。

順番： 上から順に、

- ① 請求書(2枚)・状況報告書などの鏡
- ② レセプト・社保 本人
- ③ レセプト・社保 家族
- ④ レセプト・国保 一般
- ⑤ レセプト・国保 退職本人
- ⑥ レセプト・国保 退職家族
- ⑦ レセプト・後期高齢



*注意1 月遅れ分など、請求が複数月にまたがる場合は...

月遅れ分の請求月を赤ペンで囲み、各保険ごとの一番上に綴って下さい。

*注意2 レセプトの締め切りは、毎月10日です。

郵送の場合、10日の消印まで有効です。

10日を過ぎたものは受付出来ませんので、ご注意下さい。

医療機関の皆様へのお知らせ

令和3年3月23日

①沖縄県精神障害者特別措置医療費支払請求書の押印について
毎月提出いただいている請求書の押印は、以下の印でお願いいたします。

(1)株式会社・有限会社・合同会社の場合

【原則】会社を設立登記する際の登記印

(例)

「株式会社〇〇（代表）取締役」印

「有限会社〇〇（代表）取締役」印

「合同会社〇〇代表社員」印

【上記によりがたい場合】

「会社印+代表者の私印」又は「薬局印+代表者の私印」

※「代表取締役印」を本社のみで管理しているため、原則通りの代表取締役印を押印するのに時間を要する等、上記によりがたい場合を想定しています。

(2)個人経営の場合

個人の私印

なお、国の通知等により、国民の利便性向上のため行政手続における押印が省略できるように見直されておりますが、請求書関係の押印は省略できませんので、従来通り押印をお願いいたします。

廃止